

平26福情答申第5号

平成26年9月29日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

(総務企画局人事部人事課)

福岡市情報公開審査会

会 長 川 副 正 敏

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成26年1月9日付け総人第969-001号、第970-001号及び第972-001号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「副市長の経歴がわかる文書」の一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「副市長の経歴が分かる文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が福岡市情報公開条例第7条第1号を理由として行った3件の一部公開決定（以下「本件各決定」という。）は、非公開とした部分のうち、学歴及び職歴の部分については公開することが妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成25年10月24日付け総人第739-001号から第739-003号までで実施機関が異議申立人に対して行った本件各決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成25年10月17日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について3件の公開請求を行った。
- (2) 平成25年10月24日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件各決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成25年12月12日、異議申立人は、本件各決定について、これを不服として実施機関に対して3件の異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、本件対象文書は、市議会の議案として全部公開されているものであるから、本件各決定を取り消し、全部公開を求めると主張している。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成26年2月7日付け弁明意見書及び同年3月17日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件各決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書の特定について

異議申立人が主張する「副市長の経歴が分かる書類」が記載された文書としては、「履歴書」がある。この作成経緯は、以下のとおりである。

副市長の選任については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第162条により、「副知事及び副市長村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する」とされている。このため、副市長の選任を行う際は、議会の同意を求めるための議案を福岡市議会へ提出することとなるが、当該議案における副市長候補者を説明するため、その候補者の「履歴書」を作成し、議案の一部としている。この「履歴書」には、候補者の氏名、生年月日、年齢、現住所、本籍地(都道府県名のみ)、学歴、職歴、特記事項(著書等)、顔写真を掲載している。

本件対象文書となっている「副市長の経歴が分かる文書」としての「履歴書」も、副市長の選任について同意を求めるための議案の一部として作成された文書であり、上記と同様の事項を掲載している。

(3) 本件各決定を行うに至った理由

条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいうとされている。

今回、異議申立人が請求した文書に記載されている情報はすべて、対象となる副市長に関する情報であるため、条例第7条第1号の「個人に関する情報」に該当し、非公開情報とすべきであると考えます。

なお、福岡市議会の同意を得て副市長として選任された場合、官報及び法令全書に関する内閣府令及び福岡市公報発行規則に基づき、選任された者の氏名を官報及び福岡市公報に掲載することとしている。このため、本件対象文書に

おける記載事項のうち、氏名については、条例第7条第1号ただし書のアに規定する「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、非公開とする「個人に関する情報」からは除外されると考えられる。

また、本件対象文書には、条例第7条第1号ただし書のイに規定する「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は含まれていない。

さらに、条例第7条第1号ただし書のウの規定により、個人に関する情報であっても「公務員等の職務の遂行にかかる情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は公開しなければならないとされているが、「公務員の職務の遂行にかかる情報」とは、職務を遂行する場合における当該活動についての情報であり、「履歴書」に掲載されている事項は当該個人の過去の経歴及び議案配付時点における状況を主な内容とするため、これには該当しないと考えられる。

これらのことから、本件対象文書における記載事項のうち、氏名以外は原則として非公開情報であると考えられるものの、副市長は議会の同意を得て選任される特別職であって公益性が高い職であること、副市長選任時の報道において、年齢や職歴の一部等の情報が既に公開されていることに鑑み、年齢、報道で公にされている主な職歴、顔写真については公開すべき情報であると判断し、一部公開決定としたものである。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

- (1) 本件請求は、福岡市の副市長3名それぞれの経歴が分かる文書である。市長が副市長を選任する場合には、福岡市議会にその同意を求めなければならない、（地方自治法第162条）、実施機関によれば、その際、当該議案における副市長候補者の説明資料として、候補者の「履歴書」を作成し、これを当該議案の一部として全議員に配布しているとのことである。
- (2) この「履歴書」には、副市長候補者の氏名、生年月日、年齢、現住所、本籍

地（都道府県名のみ）、学歴、職歴、特記事項（著書等）、顔写真が掲載されている。したがって、実施機関が当該文書を本件対象文書として特定したことは妥当であると認められる。

2 条例第7条第1号ただし書のウとその解釈について

(1) 条例第7条第1号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開の情報と規定している。他方、同号ただし書のウでは、「当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても公開しなければならない旨規定している。

(2) ここでいう「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいい、一般に、公務員としての身分の取扱や人事管理上の情報等はこれに含まれない。

(3) したがって、福岡市の職員を含む公務員等であっても、学歴及び福岡市職員としての異動歴を含めた職歴等の経歴は、一般的に公務員等の職務の遂行に係る情報には当たらないと解される。なお、現職者の氏名は、誰がどのような職務を担任しているかを市民が知るのに必要であるから、上記条例の規定自体に照らしても、特段の事情がない限りは、その職務遂行に係る情報に当たる。

その上で、市役所の組織上、市長に準ずる高い地位にあつて、非常に重要な職務を担っている副市長について、この理がそのままあてはまるかどうかを以下に検討する。

3 副市長の地位・職務とその経歴等の公開について

(1) 地方自治法によると、副市長の職務は、普通地方公共団体の長を補佐し、その命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、普通地方公共団体の長の職務を代理すること（同法167条第1項）に加えて、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、長の委

任を受け、その事務を執行すること（同法167条第2項）とされている。

また、福岡市の場合、3名の副市長が置かれているところ、福岡市副市長担
任事務規程（平成19年福岡市訓令第8号）に基づき、副市長ごとにその担当す
る分野、所管する局（全15局）及び区役所（全7区役所）が定められている。

このように、副市長は市長を直接補佐するという市政の中枢の地位にあつて、
福岡市の基本的な政策の立案と決定に関与するとともに、担当する分野と所管
部署全体を統括し、それらの施策と行政事務全般の遂行を監督して、その在り
方に責任を負うという極めて重要な職責を有している。

- (2) 市長が副市長を選任するに当たっては、議会の同意を得なければならず（地
方自治法第162条）、副市長は直接請求による解職請求の対象にもなっている（同
法第86条第1項）。

このような地方自治法の定めは、上記(1)の副市長の職務の重要性を反映した
ものであるとともに、そのような枢要な職責を担う副市長の地位が住民自治に
立脚するものと位置付けられていることを表していると考えられる。

- (3) 以上のような副市長の地位と職務の特質に鑑みると、その経歴等は、それよ
り下位の公務員等のそれとは異なり、副市長としての適格性や職務遂行能力（以
下「（副市長の）適格性等」という。）のいかんを裏付けるべきものであり、
その点を市民が判断する上でも極めて重要な情報であつて、副市長が担任する
職務を遂行する場合における当該活動についての情報ないしこれと密接不可分
に関連する情報という意味で、公務員等の職務の遂行に関する情報であること
を一般的に否定することはできないというべきである。

- (4) ところで、福岡市議会に副市長選任の同意を求める際には、実施機関は、本
件対象文書を議案の一部として出席議員全員に提出しているほか、選任後には、
報道機関に本件対象文書とほぼ同じ内容の資料を提供しており、この取扱は相
当以前から続けられてきたことが認められる。このことは、実施機関及び市議
会としても、本件対象文書に記載された副市長の経歴等に関する情報がその適
格性等に関わる重要な情報であるとの認識に立っていることを示すものでもあ
る。

なお、本件対象文書のこのような取扱そのものは、同意人事案件の審議を行
う市議会の要請によるとともに、副市長を自ら選任した市長の立場で独自に市

民への説明責任を尽くすという一種の政策的判断に基づくものであり、そのこと自体をもって、そこで公表された情報全部が直ちに条例第7条第1号ただし書のアにいう「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」と断定することはできない。

したがって、当審査会としては、このような市議会等における取扱の実情を勘案しつつも、条例第7条第1号ただし書のウの解釈適用という観点から、独自に公開の適否と範囲を判断すべきものである。

(5) 本件対象文書には、3名の各副市長の氏名、生年月日、年齢、現住所、本籍地（都道府県名のみ）、学歴、職歴、特記事項（著書等）、顔写真等の情報が記載されている。これらは条例第7条第1号にいう個人情報に当たるものであるが、以上のような副市長の地位と職務に関する法令その他の諸事情を総合的に考慮すると、その情報全部について、上記(3)の意味において、条例第7条第1号ただし書のウにいう公務員等の職務遂行に係る情報として公開すべきか否かを検討する必要がある。

(6) まず、学歴については、専門的知識・学識の有無及び程度を示すものであって、副市長の適格性等に関わる情報であるから、公開するのが妥当である。

(7) 次に、職歴については、本件対象文書を見るに、福岡市の一般職の職員（以下「一般職員」という。）を経て副市長に就任した者は、福岡市役所に採用時からのすべての異動歴が記載されている。

そこで、これらの記載のうち、職務遂行に係る情報として公開すべき事項の範囲を検討するに、市政の遂行は「課」を核として行われていることから、副市長の適格性等を判断するための情報としては、その責任者である課長以上の職歴が必要かつ十分であって、それより下位の職歴はこれに当たらないと解する余地もある。しかしながら、前述のとおり、副市長に関しては就任の際に議会の同意を要し、解職請求の対象となりうる等、その地位が住民自治に依拠しているという特殊性を併せ考えると、少なくとも福岡市の一般職員を経て副市長に任命された者については、市職員として、どのような仕事に従事してきたかという情報は、上記のような副市長の職務の重要性と地位に照らして、広くその適格性等と密接に関係する情報であると考えられるから、職務遂行に係る情報に含まれると解するのが相当である。

この点に関し、福岡市の一般職員を経ないで副市長に就任した者に係る本件対象文書には、最終学歴終了後に就職した地方の官公庁である別の職場における異動歴に関して、最初の職位からではなく、当該職場の一定の管理職以上の経歴に限定した記載がされており、福岡市の一般職員のそれとは異なっている。しかし、福岡市の副市長の適格性等を判断する上で、当該職場における職位・異動歴の全部が必要とは考えられず、福岡市の一般職員を経て登用された者とそうでない者間で異なる情報となっていることをもって不合理ということとはできない。また、当該職場を退職後に就職した副市長就任の直近における民間企業の職歴については、利害関係等を確認するために必要性があるという意味で、その職務遂行に係る情報に含まれると解するのが相当であり、公開とするのが妥当である。

- (8) 他方、本件対象文書中の生年月日、現住所、本籍（都道府県名のみ）については、副市長であっても、その適格性等と関係がある情報とは認められず、非公開とするのが妥当である。
- (9) なお、実施機関が既に公開している本件対象文書の記載事項のうち、氏名が一般的に公務員等の職務遂行に係る情報であることは前記（第4の2項(3)）のとおりであり、年齢と特記事項（著書等）についても、上記(3)の意味で、副市長としての適格性等に関係する情報である。また、顔写真そのものは職務遂行と直結するとはいいがたいものの、市長に次いで福岡市のいわば「顔」として、市民に接する機会もあることから、職務遂行に係る情報であることは否定できない。

したがって、これらの情報については、当審査会としても公開するのが妥当と考える。

以上により、本件各決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
-------	---------

平成26年1月9日	実施機関からの諮問
平成26年2月7日	実施機関が弁明意見書を提出
平成26年3月17日（第1部会）	実施機関より意見聴取
平成26年4月9日（第1部会）	審議
平成26年5月14日（第1部会）	審議
平成26年6月10日（第1部会）	審議
平成26年7月2日（第1部会）	審議
平成26年8月5日（第1部会）	審議
平成26年9月10日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

川副正敏，石森久広，五十川直行，馬場明子